

# 「払戻し」のお知らせ

「協同組合 大江町商業振興会」では平成28年9月30日をもって『舟唄商品券』の取扱いを終了させて頂きました。

つきましては、資金決済に関する法律第20条第1項の規定に基づき『舟唄商品券』の払戻しを行いますので、以下の払戻し期間内にお申し出ください。

※払戻し期間内にお申し出がない場合、当該払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

《払戻しの対象となる商品券：舟唄商品券(500円)》



**払戻し期間：平成28年10月1日～平成29年1月10日**

## ●お申し出方法

未使用の『舟唄商品券』を下記にご持参ください。

「長崎屋文具店」大江町左沢362 TEL0237-62-2359 または  
「御菓子処蝶谷 左沢本店」大江町左沢2592-1 TEL0237-62-2018

## ●払戻し方法

その場で現金で払戻しします。  
(払戻し時間は午前9時～午後6時)

## ●お問合せ先

(協) 大江町商業振興会 (大江町商工会内)  
〒990-1101 山形県西村山郡大江町左沢876-18  
TEL0237-62-4128